

消費税インボイス制度

～今から準備すべき検討事項～

税理士 倉 大八

I インボイス制度の概要

Q1

日本にもインボイス制度が導入されるそうですが、どのような制度ですか？

A1

インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。現行の区分記載請求書等保存方式に代わり、令和5年（2023年）10月1日から導入され、導入後は、売手・買手双方に新たな義務が課されます。

1. インボイス制度（適格請求書保存方式）とは

➔ 売手側・・・買手（課税事業者）から求められたときは「適格請求書（インボイス）」を交付し、その控えを保存しなければならない

買手側・・・原則として、消費税課税事業者はインボイス等の保存と正しい帳簿記載が、仕入税額控除の要件となります

I インボイス制度の概要

疑問 仕入税額控除
ってなに？

疑問 そもそも
消費税の仕組みは
どうなっているの？

疑問 インボイス
は誰でも発行
できるの？



疑問 インボイス
って作り方は？

I インボイス制度の概要

そもそも「仕入税額控除」とは？

差引く計算が
仕入税額控除

売上げの消費税額
(売上税額)

—

仕入や経費の支払った消費税額
(仕入税額)

= **納付する税額**
(納付税額)

I インボイス制度の概要

～ぬいぐるみ取引の流れ(イメージ)～



A工場の納付税額

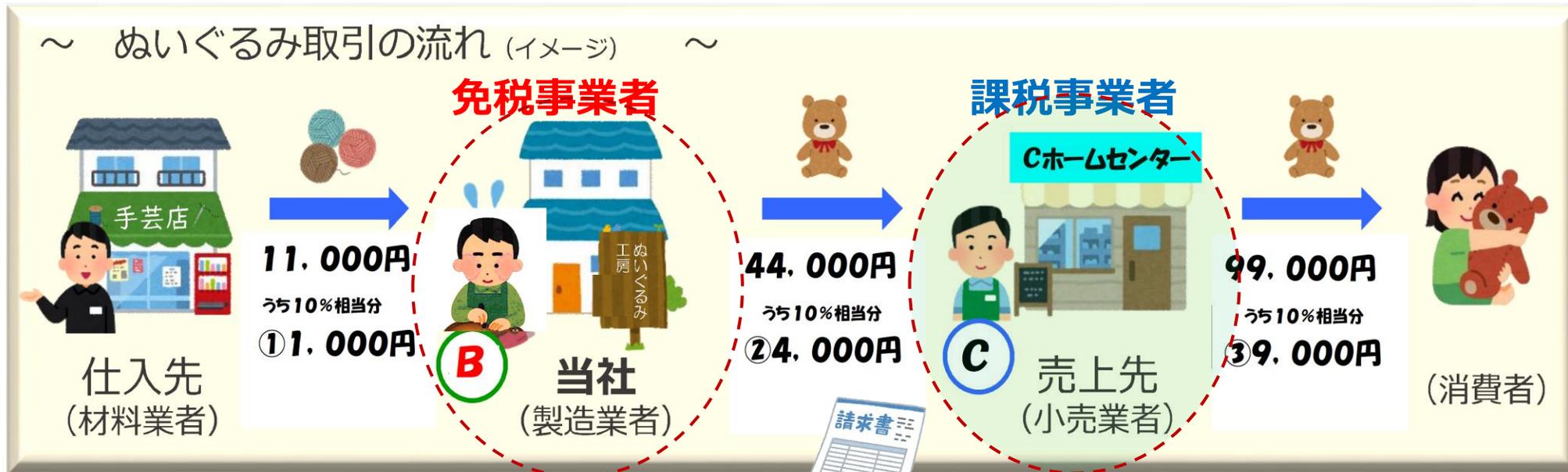
受取った消費税 ② 4,000 - 支払った消費税① 1,000 = 納付税額 **3,000円**

Cホームセンターの納税税額

受取った消費税 ③ 9,000 - 支払った消費税② 4,000 = 納付税額 **5,000円**

(出典: 「インボイス制度が始まります!」 国税庁 (令和4年2月)、一部改変)

I インボイス制度の概要



B 工房の納付税額 免税事業者

納付税額 なし

※免税事業者からの仕入れでも
請求書保存と帳簿の保存
で控除OK!

C ホームセンターの納税税額

売上税額

仕入税額控除

受取った消費税 ③9,000 - 支払った消費税②4,000 = 納付税額 **5,000円**

I インボイス制度の概要

〈仕入税額控除〉

事業者が納付する消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます）計算します。

計算方法

$$\text{納付する消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^* - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^*$$

(売上税額) (仕入税額)

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ココが
変わります。



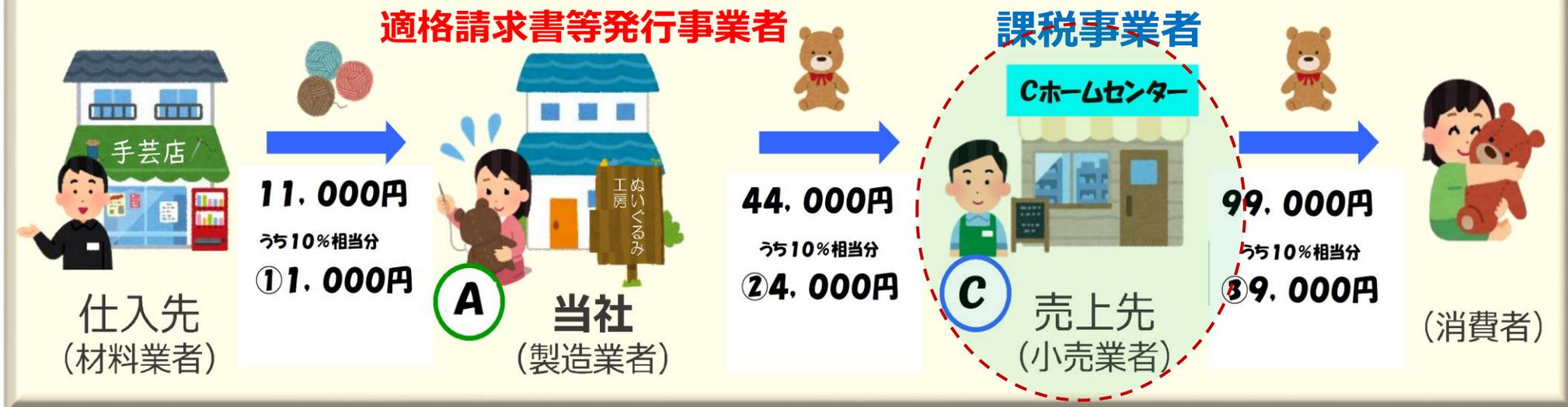
インボイス制度の下では

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和3年7月)、一部改変)

I インボイス制度の概要

インボイス制度の下では

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



適格請求書等発行事業者

課税事業者

Cホームセンター

仕入先
(材料業者)

11,000円
うち10%相当分
①1,000円

A

当社
(製造業者)

44,000円
うち10%相当分
②4,000円

C

売上先
(小売業者)

99,000円
うち10%相当分
③9,000円

(消費者)



Cホームセンターの納税税額

売上税額

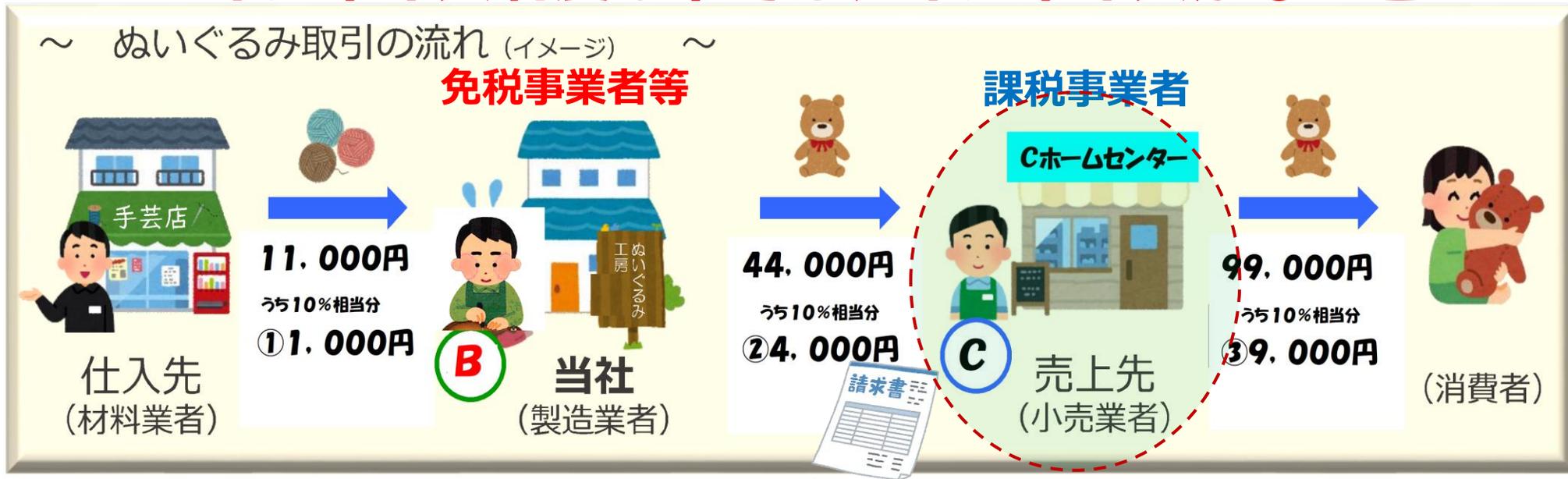
仕入れ税額控除

受取った消費税 ③9,000 - 支払った消費税②4,000 = 納付税額 5,000円

(出典：「インボイス制度が始まります！」国税庁 (令和4年2月)、一部改変)

I インボイス制度の概要

インボイス制度の下では、インボイスがないと



B 工房が、適格請求書等発行事業者でない場合

※インボイスがないと
控除できない！！

5,000円も
納付税額が増える！

Cホームセンターの納税税額

売上税額

仕入税額控除

受取った消費税 ③9,000

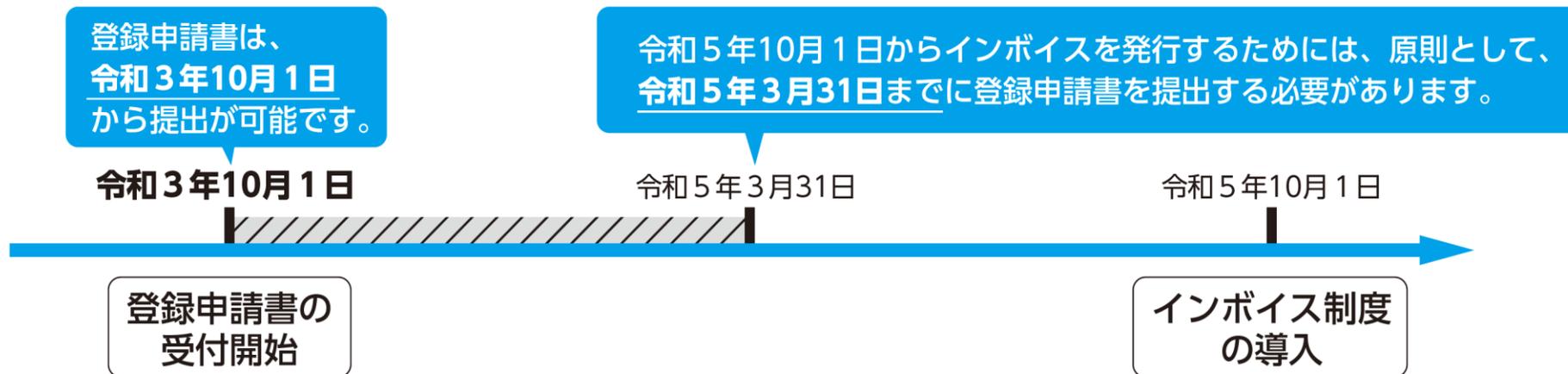
- 控除できず

= 納付税額 9,000円

I インボイス制度の概要

インボイス（適格請求書等）を発行するには 事業者登録の申請が必要

〈制度導入までのスケジュール〉



(出典：国税庁リーフレット(令和3年7月)、一部改変)

I インボイス制度の概要

インボイスに記載すべき事項と注意点

1. インボイスの記載事項

適格請求書等
発行事業者しか
インボイスは発行
できない！

(株)〇〇御中		⑥ 請求書
② ××年11月分		
11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象		③
		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円		消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円		消費税 3,200円)
④		△△(株)
①		登録番号 T1234567890123

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称 および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込) および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合、インボイスの代わりに簡易インボイスを交付することができます(詳細はQ11参照)。

(出典：国税庁リーフレット(令和2年6月改訂)、一部改変)

I インボイス制度の概要

インボイスに記載すべき事項と注意点

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

○ 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、**一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理**を行います。

※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

○ したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。

※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

請求書
ソフトの
改修？

合算

I インボイス制度の概要

インボイスに記載すべき事項と注意点

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

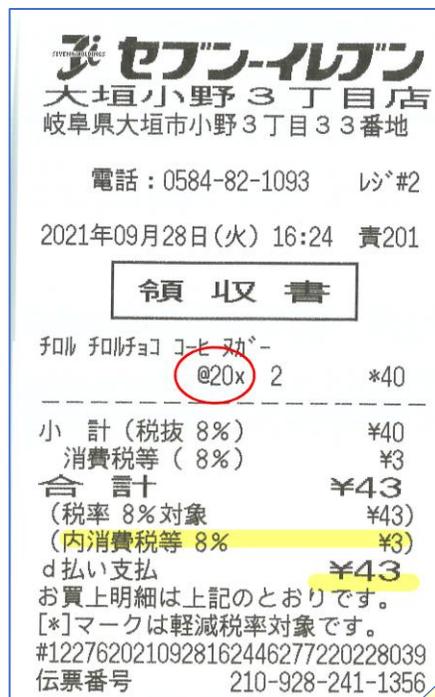


例：税込 21円
(税抜き 20円 軽減税率 8%)

これを2個 購入

・税込レジ $21 \times 2 = 42$ 円
うち消費税 3円

・税抜レジ $20 \times 2 \times 1.08 = 43$ 円
うち消費税 3円



消費税は

$$42 \times 8 / 108 = 3$$

※一の適格請求書につき、
税率ごとに1回の端数処理

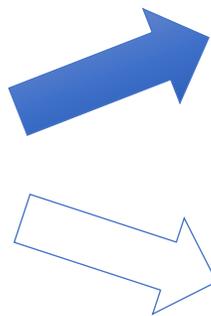


LAWSON



I インボイス制度の概要

1



適格請求書等発行事業者を選択する
(インボイス事業者)

適格請求書等発行事業者を選択しない
(免税事業者等)

全ての法人様の検討事項

2 消費税課税事業者のみ対応事項

インボイスの保存と会計処理



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

1

全ての法人様の検討事項

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

【取締役会】

よその法人は
インボイスを出すの
になぜ、当法人
は出さないの？

適格請求書等
事業者になる
と問題が
あるの？

誰が決めたの？



消費税納税負担があるし・・・
インボイス用のシステムも
必要・・・
インボイスの保存方法も必要・
そもそも、事務作業が
増えるんだよな・・・

Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

Q 2

インボイス制度の導入により、経営にはどのような影響が出るのでしょうか？

A 2

適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除が**できなくなる**ため、仕入れを行う相手業者の選別が行われる可能性があります。**免税事業者**は適格請求書発行事業者に登録できないため、**課税事業者**を選択するかどうかの検討が必要です。

従来、免税事業者であっても問題はありませんでした。しかし、インボイス制度の下では、課税事業者となり登録することで、インボイスの発行が可能となり取引業者との取引がスムーズに行えます。

適格請求書等発行事業者への登録判断は、事務局で行えるものでなく、**意思決定機関にて決定すべきです**。また、すでに課税事業の場合でも適格請求書等発行事業者への登録が任意であるため、登録につき報告が必要であると考えられます。

Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

Cホームセンター(課税事業者)

A工房
B工房

↓
従来通り
右図参照

B工房(免税事業者)

支払金額	44,000円
(仕入れ	44,000円)
消費税	0円)

A工房(課税事業者)

支払金額	44,000円
(仕入れ	40,000円)
消費税①	4,000円※)

Cホームセンターの対応予想

- ① B工房さんへ課税事業者としてインボイスを発行してもらう
＜B工房 消費税の納税額負担＞
- ② B工房さんへの支払い金額を40,000円に減額交渉する
＜B工房 4,000の収入減少＞
- ③ 取引先をA工房へ変更する
＜B工房 44,000の収入減少＞
- ④ そのまま取引をする

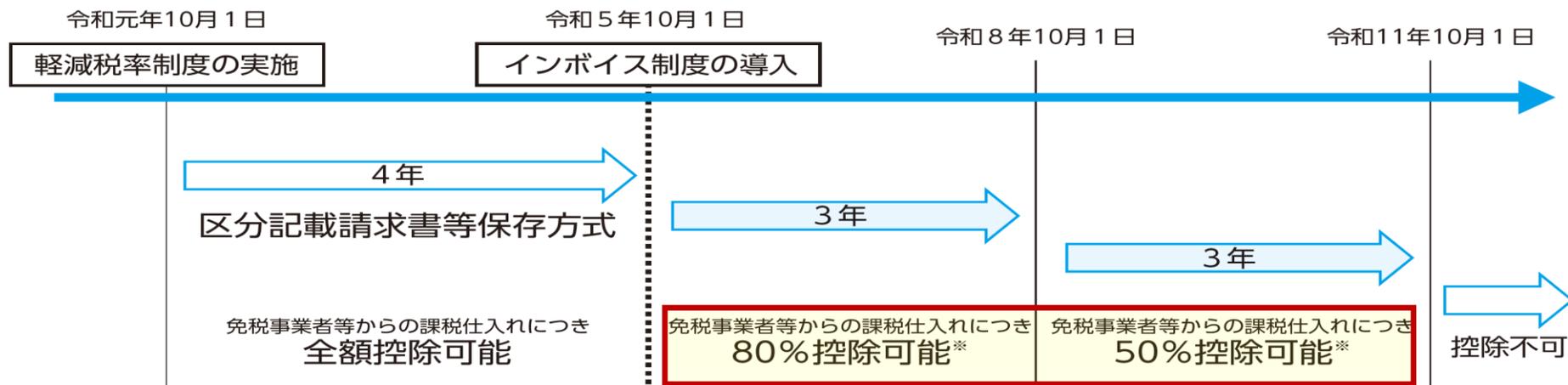
B工房に対して通常①か②ではないかな？

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

1. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



※この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和3年7月）、一部改変）

Cホームセンター（課税事業者）

支払金額	44,000円
仕入れ	40,000円
消費税	4,000円
仕入控除額	4,000円

支払金額	44,000円
仕入れ	44,000円
消費税	0円
仕入控除額	3,200円

支払金額	44,000円
仕入れ	44,000円
消費税	0円
仕入控除額	2,000円

Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

② B工房さんへの支払い金額を 40,000円に減額交渉するの可能か？

独占禁止法上の観点から「免税事業者とその取引先に係るインボイス対応Q&A」
財務省・公正取引委員会等より

双方協議のうえ納得した価格変更設定はOK

インボイス制度を契機に免税事業者と取引条件を見直すことは問題ない。

取引先からの“一方的な”価格の引下げや設定等“は問題だが、双方協議のうえ“納得”して行う適正な価格等交渉は有効。

仕入税額控除ができないことを理由に交渉する場合に、『仕入税額控除が制限される分』※につき、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮して双方が納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上の問題にならない。(Q&AのQ7)

収入減少

※ 理論的には
10%相当の減額
当面の間
2%相当の減額
まで、国も容認？

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

既に消費税課税事業者の場合

検討事項

- ・ 適格請求書等発行事業者への登録による請求書・領収書等の見直し
- ・ 発行済みのインボイス控への保存方法
- ・ 会計システムのバージョンアップ費用

取締役会への報告内容

例：インボイス制度の施行による当法人への影響は、取引先等の要請も多いことから適格請求書等発行事業者への登録を選択致します。

これにより、インボイスを発行することが出来るようになります。
この変更につきまして、事務局としての対応は請求書・領収書等の様式（発行システム）等の見直し、インボイス控への保存方法の検討が、必要となってまいります。また、消費税計算のための会計システムのバージョンアップや設定支援が必要となります。

これによる費用負担額は、概算金額にてX X X X円を見込んでおります。



※取引先が個人のみ場合は
現状のままも検討

彼を知り己を知れば百戦殆からず

Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

消費税免税事業者の場合

検討事項

- ・ 適格請求書等発行事業者への登録を行うか？
- ・ 免税事業者のままの場合の収入減額の予測
- ・ 課税事業者になった場合の消費税の税額の試算
- ・ 請求書等の保存方法



まずは、必要な情報の収集！

相手があつての取引！！

取引先との打合せインボイスが必要か？

今後の取引がどうなるか？

(収入の見込み)

消費税の納税額の試算をする。

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

消費税免税事業者の場合

(課税事業者になった場合の検討事項)

- ・ 消費税申告書の作成依頼先の検討
- ・ 消費税申告方法の検討（本則課税方式？簡易課税方式？）
- ・ 適格請求書等発行事業者への登録による請求書・領収書等の見直し
- ・ 発行済みのインボイス控えの保存方法
- ・ 会計システムのバージョンアップ費用
- ・ 理事会への報告のタイミング

自法人の請求・会計システム状況
をしっかりと把握！

これからの状況を含めて検討が重要！！

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

簡易課税制度とは？

売上げの消費税額
× みなし仕入率

売上げの消費税額 (売上税額) - 仕入や経費の支払った消費税額 (仕入税額)

= 納付する税額 (納付税額)

ぬいぐるみ
製造業

A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（出典：「インボイス制度が始まります！」国税庁（令和4年2月）、一部改変）

Ⅱ 免税事業者も検討しなければならない事項

簡易課税制度では・・・

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～

適格請求書等発行事業者



A工場の納付税額 (本則課税)

受取った消費税 ② 4,000 - 支払った消費税① 1,000 = 納付税額 **3,000円**

A工場の納付税額 (簡易課税)

受取った消費税 ② 4,000 - **みなし仕入れ率70%** (前ページ2,800円) = 納付税額 **1,200円**

第3種：製造業

(出典：「インボイス制度が始まります！」国税庁 (令和4年2月)、一部改変)

Ⅱ 免税事業者も 理事会で検討しなければならない事項

消費税免税事業者の場合

理事会審議事項

- ・ 適格請求書等発行事業者への登録するか？しないか？
登録した場合の増加費用、登録しなかった場合の収入減少見込み
- ・ 登録した場合の請求書・領収書等の見直し

理事会等での審議事項

例：適格請求書等発行事業者への**登録する場合**

- ・ 議案
インボイス制度の施行による、適格請求書等発行事業者への登録について
＜添付資料：他団体状況、取引先等の要請状況、分析資料ほか＞
- ・ 議事録
インボイス制度の施行により、当法人が適格請求書等発行事業者への登録する旨の審議を行った。審議にあたり専務理事より他団体の状況及び取引先からの要望状況について説明があり、登録する場合のメリットとデメリットについての説明がなされた。また、事務局より、このことによる請求書等の様式が別添のとおり変更される旨の説明が行われた。・・・

Ⅲ インボイス対応のためのスケジュールリング

スケジュールリング

準備期間は、
あと1年も
ありません！

・ 適格請求書等発行事業者への登録申請受付開始

・ 改正電子帳簿保存法施行

・ 情報収集、研修等による法律把握
・ 自法人の取引先等の要望、要請調査

・ 適格請求書等発行事業者の登録判断
・ インボイスとする請求書等の確認
・ インボイス控への保存方法

・ インボイス様式、会計ソフト等の決定
・ 理事会等にて決議

タイムリミット 令和5年3月

・ 施行日からの適格請求書等発行事業者 申請期限
・ 請求書・領収書等 インボイス様式へ変更

・ インボイス制度スタート 令和5年10月1日

スケジュール		
年月	法制度の施行等	必要となる主な対応
2021年 (令和3年)	10月 「適格請求書発行事業者」登録申請 受付開始	登録申請書の作成・申請
	11月	電子取引データの保存方法の検討等
	12月	電子取引データの保存方法の整備
2022年 (令和4年)	1月 改正電子帳簿保存法施行	電子取引データの電子保存の開始
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
2023年 (令和5年)	1月	
	2月	
	3月	令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるための申請期限
	4月	
	5月	

インボイス制度開始に向けて、現状の確認・対応の検討・実施等が必要です。

この冊子ではこの部分の対応を解説します。

自社の対応予定を記入しましょう。

Ⅲ インボイス対応のためのスケジューリング

② 消費税課税事業者のみ対応事項

インボイスの保存と会計処理

彼を知り己を知れば百戦殆からず



Ⅲ インボイス対応のためのスケジューリング

Q 3

インボイス制度の導入によって、経理業務にはどのような影響があるのでしょうか？ また注意点はありますか？

A 3

インボイス（適格請求書）に記載する項目が増えるため、請求書のフォーマット変更やシステムの設定変更が必要です。また、インボイスに該当するものを拾い出して確認しておきましょう。

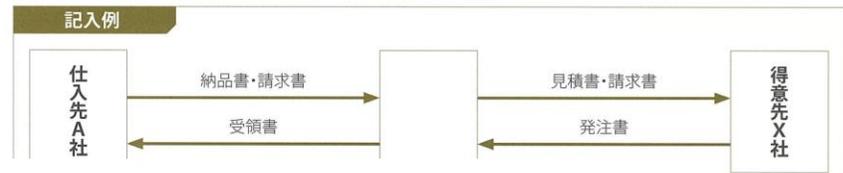
1. 請求書等の様式確認の変更

※まず、自法人の請求書・領収書等の様式を確認すること！



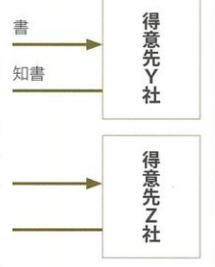
彼を知り己を知れば百戦殆からず

ワーク7-1 自社で受け渡ししている書類のうち、インボイスに該当するものはどのようなものがあるか洗い出しましょう。



ワーク5-2 書類の種類ごとに利用している発行システム等を確認しましょう。

書類の種類	システム名	開発会社	保存方法	保存先	問い合わせ先
請求書	SX2	TKC	電子	パソコン	会計事務所
注文書	Excel	Microsoft	紙	ファイリング	自社作成



Ⅲ インボイス対応のためのスケジューリング

インボイスに記載すべき事項と注意点

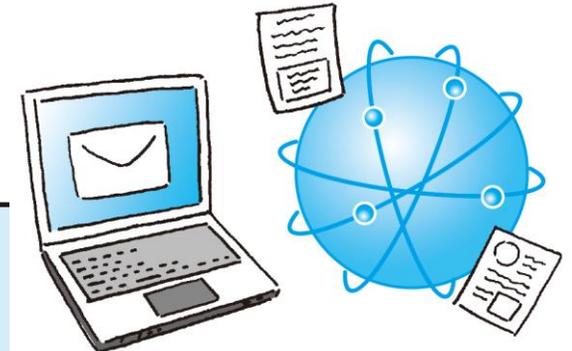
インボイスの発行義務と発行方法等

発行方法の検討

➔ 書面に代えて、電磁的記録（電子インボイス）を提供することができる

〈電磁的記録による提供の例〉

- ① 電子メールによる電子データの提供
- ② DVD、USBメモリ等の記録媒体を利用した提供
- ③ EDI取引による電子データの提供
- ④ WEBサイトを通じた電子データの提供



DX

インボイスの控えは
どうやって保存する
かな？



Ⅲ インボイス対応のためのスケジュールリング

令和5年9月30日時点 中間決算

9月までに仕入れ・経費とインボイス制度施行後の課税仕入れの処理が変わる。

令和5年10月1日

インボイス制度

- ・ 令和5年9月までの仕入れ・経費等は消費税課税事業者からでも免税事業者からでも、請求書等があれば仕入税額控除が可能
- ・ 令和5年10月1日以降の仕入税額控除はインボイスがないと控除できない。

例えば、10月20日に仕入れ代金110万円支払ったら・・・
9月分の仕入れなら、10%控除 10月からの分ならインボイスがあれば10%控除 ないと経過措置の対応となる。

軽減税率導入の時と同じで、区切りが必要
ただ、売上についてはどちらでも良いかな



Ⅲ インボイス対応のためのスケジュールリング

インボイスに記載すべき事項と注意点

インボイスの記載事項

(株)〇〇御中	⑥ 請求書	
②	××年11月分	
11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象	③	合計 87,200円 うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円)	⑤	消費税 3,200円)
④		△△(株)
①	登録番号 T1234567890123	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称 および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込) および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合、インボイスの代わりに簡易インボイスを交付することができます(詳細はQ11参照)。

(出典：国税庁リーフレット(令和2年6月改訂)、一部改変)

Ⅲ インボイス対応のためのスケジューリング

インボイスに記載すべき事項と注意点

Q11

適格簡易請求書（簡易インボイス）とはどのようなものでしょうか？

A11

コンビニのレシートとか

〈インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較〉

インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...
××年11月30日

(株)〇〇御中 ← ⑥
11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T123456...
××年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		内 消費税額 ¥324
10%対象		内 消費税額 ¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

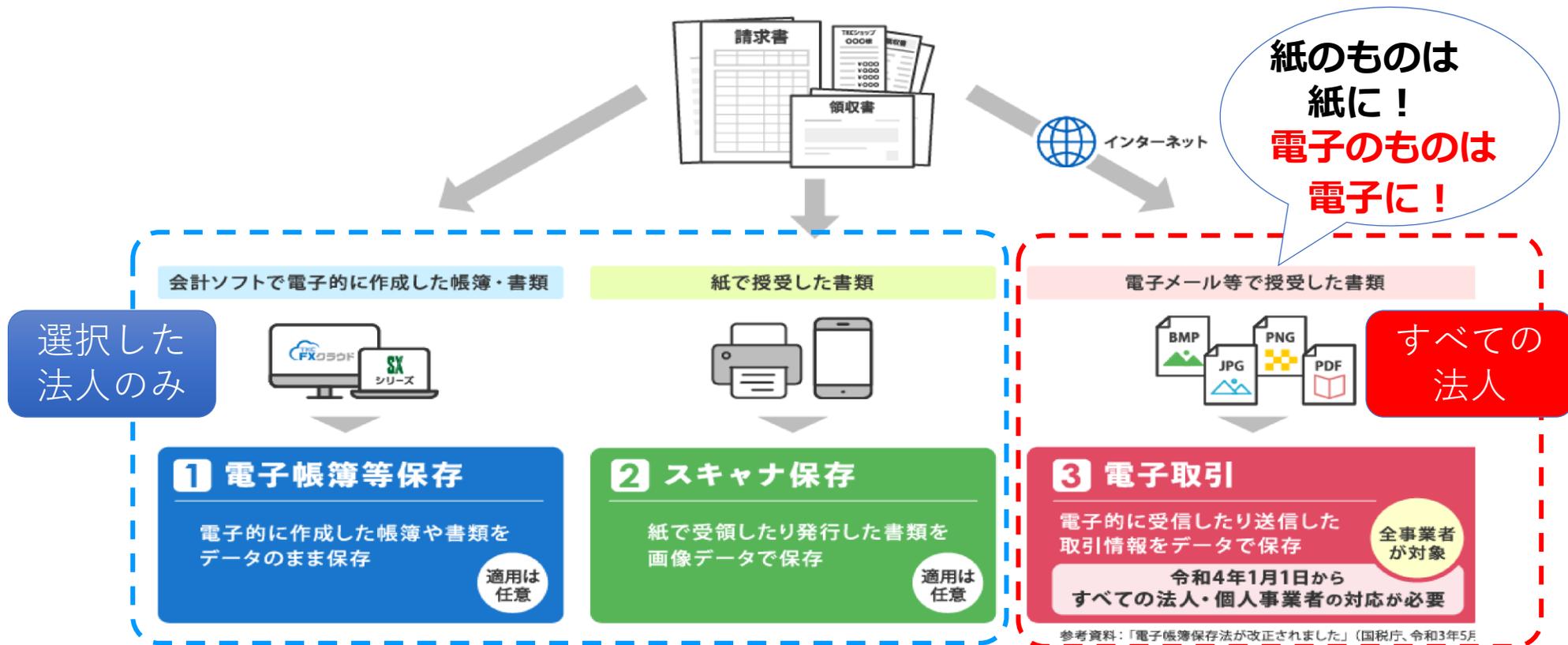
⑤ 適用税率または消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

IV 電子データでの請求書の保存方法

電子帳簿保存法

電子帳簿保存法※とは、原則、紙で保存が義務付けられている帳簿書類を、電磁的記録(電子データ)で保存することを認めている法律です。

※電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律



IV 電子データでの請求書の保存方法

電子取引の電子保存

3 電子取引

電子的に受信したり送信した
取引情報をデータで保存

全事業者
が対象

令和4年1月1日から
すべての法人・個人事業者の対応が必要

この制度はすでに今年の1月1日からはじまっています。しかし、2年間の練習期間／準備期間としての「宥恕」措置が設けられています。

※やむを得ない理由が有れば、電子データを印刷して保存していても、義務化を満たしているものとして扱う。

したがって、令和6年1月には確実に運用できるよう準備を進める必要があります。

さらに、令和5年10月にはインボイス制度の施行により、大手企業が「電子インボイス」を発行する可能性があります。

インボイスと電子インボイス

「電子インボイス」とは

PDF化した適格請求書(インボイス)を思い浮かべるかもしれませんが、誤りです。

電子インボイスは、請求情報等を電子データとして送受信する仕組みで、適格請求書(インボイス)と同様、令和5年10月からの制度開始が予定されています。



電子データのため、請求情報の送受信だけでなく、電子インボイスからの仕訳の自動計上や支払い管理・入金消し込み等での活用が期待されています。

IV 電子データでの請求書の保存方法

保存方法 その1 「一定のルールを定めて任意のフォルダに保存」

(1) 請求書等データのファイル名に、規則性を持って内容を表示して保存する方法

具体的には、以下のような方法でファイル名に規則性を持たせ、任意のフォルダに格納します。

①請求書等データのファイル名に、規則性を持たせる。

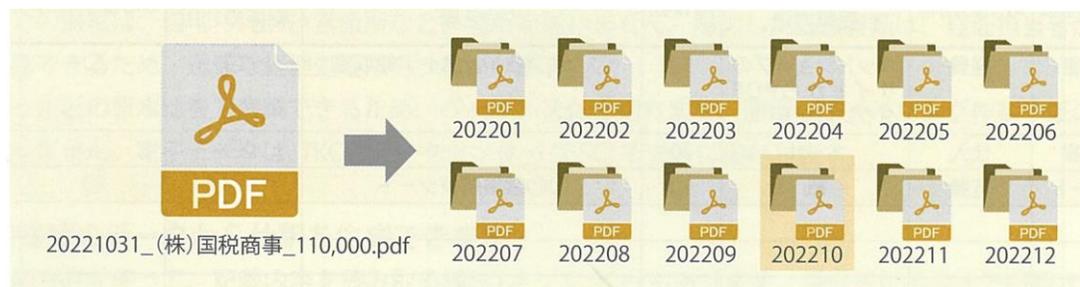
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書

⇒ 「20221031_(株)国税商事_110,000」

②「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

③電帳法施行規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を作成し備え付ける。

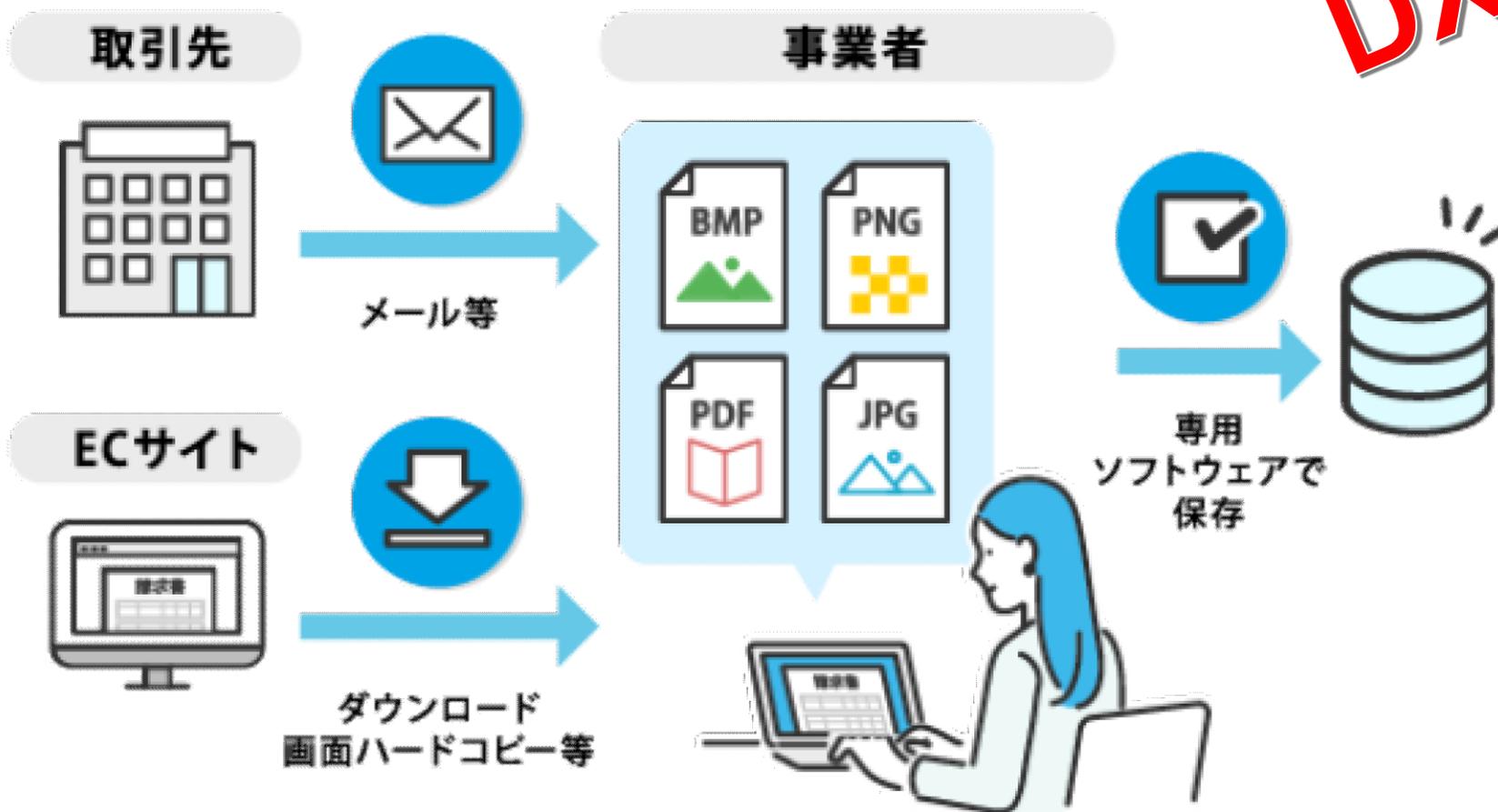
※判定期間に係る基準期間(通常は2年前)の売上高が1,000万円以下であり、税務調査の際に、税務職員からのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、①の設定は不要です。



IV 電子データでの請求書の保存方法

保存方法 その2 「専用のソフトウェアを利用」

DX



IV 電子データでの請求書の保存方法

FX2 仕訳帳

774(F) 取引入力(A) 報告書(B) 取引問合せ(C) 資金繰り(D) 月次・年次(E) 最新業績(G) 自社情報(I) 表示(V) ウィンドウ(W)

証憑非表示 虎の巻

FX2 株式会社TKC食品

本日：令和3年 5月28日

会計伝票から入力 月次決算未了 入力担当者 櫻 敬士

伝(頁)番	証憑書番号	課税区分	事業区分	小切手番号	年月
111	7894	5 課税仕入(課売)		#	3 5
借方科目・口座名			貸方科目・口座名		
6225	備品消耗品費	1111	現金		
取引先名(仕入先の氏名又は名称)		収	支	(内、消費	
(株)PJサプライ		000366	支		
実際の仕入れ年月日	元帳摘要(仕入れ資産等の総称)		税率	税抜き	
3年 5月27日	備品・消耗品費		(10.0%A)		
部門名	内訳(税込み)金額		(内、消費税等)	内訳	
000 共通部門					
差 額					

R-No. 19006/030803

ファンクション・キーで選択してください。

F2 前仕訳 F3 次仕訳 F4 確認終了 F5 訂正 F6 削除 F10 フルメニュー

証第 7894号
清掃用品が勢揃い
(株)PJサプライ
- 鹿沼店 -
TEL 028-xxx-xxx

毎日5日は5%OFF

領収書

2021年5月27日(木) 13時25分

清掃用モップ 1点 ¥2,200

合計 ¥2,200
(内、消費税等 ¥200)
現金 ¥2,200
釣銭 ¥0

お客様都合による返品、交換はお買い上げ日の翌日以降、7日以内とさせていただきます。
返品(交換)はレシートが必要となりますので、必ずご持参ください。

レジNo.1 レシートNo.1234

貼付解除

